

まぐわ環境だより

野焼きは原則禁止

令和4年10月発行：環境推進課

●野焼きとは？

適正な焼却施設を用いずにごみを燃やすこと。

●近隣の方は困っています！

- ・洗濯物に臭いがついて洗いなおした。
- ・煙で、窓を開けることができない。
- ・野焼きの火の粉が家まで舞ってきて怖い。
- ・畑の草と一緒に家のごみも燃やしている。
- ・こどもが喘息なので困っている。



●焼却禁止の例外であっても・・・

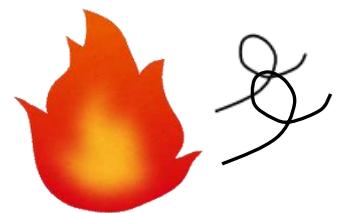
焼却禁止の例外であっても、みだりな焼却や、周辺の生活環境に悪臭等の影響を及ぼしている場合、焼却を中止していただくことがあります。また、近隣に迷惑とならないよう配慮が必要です。

焼却による悪臭、煙でお困りの方は、職員が現地へ調査や指導に伺いますので環境推進課までご連絡ください。その際、焼却している詳細な場所等をお知らせください。

家庭から出る剪定枝については、市内のリサイクル業者に搬入してください。

○野焼きの前に

- ・近所へひと声かける。
- ・風の強い日や、風が民家へ向いている日は避ける。
- ・洗濯物を干している時間帯は避ける。



●野焼き禁止の例外の焼却を行う場合の事前の手続き

火災予防条例に基づき、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書^{*}」を菊川市消防署に提出してください。電話による受付も行っています。この届出書は、消防機関が野焼きの実施状況を把握するものです。

(受理をもって他の法令に係る廃棄物の焼却行為を許可するものではありません)

※「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書」様式の取得

菊川市ホームページ：くらし→消防本部→消防署への届出様式

<http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/shoubouhonbu/noyakityuuijikou.html>

問い合わせ：菊川市環境推進課 0537-35-0916

菊川市消防署 0537-35-0119

狂犬病予防注射はお済みですか？

犬の所有者は、生後 91 日以上の飼い犬に狂犬病予防注射を 4 月 1 日から 6 月 30 日の間に、毎年 1 回受けさせなければなりません（狂犬病予防法）。

お済みでない人は、次の手順で注射などの手続きを済ませてください。

※犬を新たに飼う場合や、飼い犬の死亡、飼い主の変更などがある場合は届出が必要です。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 4 年度の予防注射の期間は令和 4 年 12 月 31 日まで猶予されています。



1. 動物病院で注射を受け、狂犬病予防注射済証を受け取ってください。
2. 狂犬病予防注射済証と手数料(1 頭あたり 550 円)を持参のうえ、菊川市役所環境推進課もしくは菊川市役所小笠支所小笠市民課にお越しください。狂犬病予防注射済票を交付します。
※下記動物病院では、狂犬病予防注射済票の交付を委託しているため、来庁不要となります。

| 動物病院名 | 住 所 | 電 話 |
|------------|----------------|--------------|
| 沖田動物病院 | 菊川市半済 1020-2 | 0537-35-5491 |
| さかの動物病院 | 菊川市上平川 1320-2 | 0537-73-7177 |
| りょう動物クリニック | 菊川市加茂 5995 | 0537-36-5589 |
| こいずみ動物病院 | 掛川市杉谷 2-11-1 | 0537-24-1492 |
| 掛川動物病院 | 掛川市宮脇 1-2-47 | 0537-22-5393 |
| ひろ獣医科病院 | 掛川市葛川 889-9 | 0537-22-8030 |
| ムー動物病院 | 掛川市下俣 1193 | 0537-62-6226 |
| シンバ動物病院 | 掛川市富部 650-7 | 0537-64-3101 |
| アン動物クリニック | 掛川市成滝 642-1 | 0537-21-3310 |
| 浜岡動物病院 | 御前崎市池新田 3955-1 | 0537-86-2071 |
| エレファント動物病院 | 御前崎市池新田 6018-1 | 0537-85-8282 |

※事前に動物病院へお問い合わせください。